

1 昭和38年5月7日 火曜日 鳥取県公報(号外)第50号

毎週火、金曜日発行(但休日、祝日を除く)
昭和4年4月十五日第三種郵便物登録
(きは翌日)

鳥取県公報

◇告示 健康保険法等の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支給基準

児童福祉法による指定養育医療機関の辞退
家畜伝染病予防法による豚の流行性脳炎予防
注射の実施

告 示

看護料支給基準

病

類

別

看

護

一

日

当

り

看

護

一

准

看

護

一

看

護

料

コレラ、痘瘡、癰瘍チフス、ペスト

右以外の法定伝染病、赤痢(疫痢を含む)、腸チフス、パラチチフス、猩紅熱、ジフテリヤ、流行性脳膜炎、日本脳炎及び急性灰白髄膜炎、猩核病棟に収容された非開放性結核患者並びに精神病病棟に収容された非開放性結核患者並びに精神病

普通病

八二〇円

六六〇円

七八〇円

九八〇円

六九〇円

五七〇円

鳥取県告示第二百三十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、
日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)
第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第
二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料
の支給基準を次のように定め、昭和三十八年四月一日か
ら適用し、昭和三十七年二月鳥取県告示第百二十八号
(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準)は、
昭和三十八年三月三十日限り廃止する。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
2 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

鳥取県告示第二百三十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五第二項の規定に基づき、次の指定養育医療機関の辞退があつた。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

名 称 厚生病院

所在地 倉吉市越殿町一、四〇八番地

鳥取県告示第二百三十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚の流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病

予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 豚の流行性脳炎予防のため
二 實施の区域及び場所 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
繁殖用雌豚

四 實施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
流行性豚炎予防液皮下注射

別表 実施期日

一 五月十日 五月十四日 五月二十日
二 十一日 五月十五日 五月二十一日

倉吉市、東郷町、羽合町
北条町、大栄町、赤崎町

別表 実施区域

一 五月十日 五月十四日 五月二十日
二 十一日 五月十五日 五月二十一日

倉吉市、東郷町、羽合町
北条町、大栄町、赤崎町

別表 実施場所

一 五月十日 五月十四日 五月二十日
二 十一日 五月十五日 五月二十一日

倉吉市、東郷町、羽合町
北条町、大栄町、赤崎町

別表 実行日

火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定額 一部月額二五〇円(課税済)

一所

別表 実行日

火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定額 一部月額二五〇円(課税済)

一所

別表 実行日

火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定額 一部月額二五〇円(課税済)

一所